

温故知新

岡家住宅主屋が

国登録有形文化財に

平成29年11月17日に行われた国の文化審議会において、鎌掛の「岡家住宅主屋」が国の登録有形文化財となりました。登録文化財の制度は、近年の開発等により、社会的評価を受けるまでもなく消滅の危機にさらされている多種多様かつ大量の近代等の文化財建造物を後世に幅広く継承していくために作られた制度です。町内ではこれまで、まちかど感応館(旧正野葉店)や近江日野商人館(旧山中兵衛門家)の建物が登録されています。

岡家住宅主屋について

岡家住宅は、鎌掛地区のほぼ中央、鎌掛公民館の東方に位置する瓦葺木造2階建の個人住宅です。設計は、昭和13年(一九三八)に近江八幡のヴォーリズ建築事務所によるもの



東側から見た岡家住宅主屋・門の外観

で、翌年に建てられました。昭和51年頃に一部が増改築されていますが、内外観ともに概ね当初の意匠が良好に保たれています。

間取りなどの特徴

主屋1階は、中央の中廊下を挟み、北側に近代的な設備を備えた台所や茶の間、事務室、折れ曲がりの階段などが配される一方、南側は和

近江日野商人館(大窪)、近江日野商人ふるさと館「旧山中正吉邸」(西大路)の開館時間は、午前9時から午後4時まで、休館日は毎週月・火曜日、祝日の翌日、年末年始になります。入館料は、大人個人三〇〇円、大人団体(三〇名から)二五〇円、小・中学生一二〇円です。ぜひご来館ください



サンルームの様子

室や縁側廊下となっています。また、和風の意匠を凝らした玄関の南西には、レンガ造りのテラスを備えた洋風サンルームが設けられています。また、2階部分は、造り付けのタンスが備えられた洋室の寝室と和室という構成です。以上のように、中廊下を通した昭和初期の典型的な和風住宅でありながら、近代的な洋風の設備などを併せ持つことが特徴です。

各所に見られる

ヴォーリズらしき

この建物の特徴としては、前述のとおり和洋折衷型であることが挙げられます。さらに、ヴォーリズ建築事務所的设计であり、サンルームや現在でいう対面式の台所設備やインテリアなどに、ヴォーリズらしさを見ることができただけでなく、ヴォーリズ建築としては珍しく、座敷や縁側を導入している点も特徴です。また、建設当時の設計図面や仕様書、工事関係の書類などの歴史的な資料が良好に残されている点も高く評価されています。ぜひ一度その魅力に直接触れられてはいかがでしょうか。

なお、岡家住宅は個人が所有・管理されている建造物です。見学の際は、細心の配慮をいただくとともに事前申込み等が必要です。詳しくは「国登録有形文化財 ヴォーリズ和風建築 岡家住宅」のホームページをご覧ください。



折り返しの階段

お住まいのリフォームなどをお考えの方へ

「住宅リフォーム促進事業」を

ご利用ください



「経済活性化対策日野町住宅リフォーム促進事業」を平成30年度も実施します。

「お風呂や台所を直したい」「汚れた壁紙を張り替えたい」「雨漏れする屋根を葺き替えたい」など、日野町にお住まいの皆さんが、住宅の修繕・改修・補修工事(住宅リフォーム)などを行なう場合に、その経費の一部を商品券で助成します。この事業により、町内の建築業、商業など関連産業への民間需要を呼び起こし、個人消費を促して地域経済の活性化を図っていきます。

対象住宅

自らが所有し、居住している住宅。
共同住宅等は専有部分のみ対象(借家、賃貸、売却が目的の住宅は除く)。

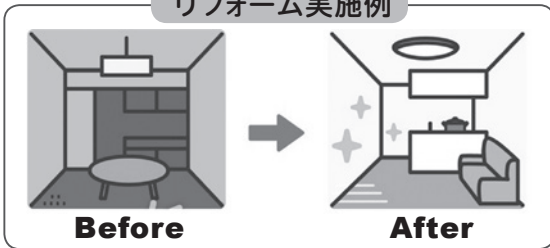
申し込みできる方

*次の要件をすべて満たす方
・町内に住所を有し、居住されている方

申し込みの条件

- ・次の条件をすべて満たすもの
- ・町内に本社を有する法人か個人が施工業者を利用
- ・対象の工事が20万円以上
- ・交付決定後に着手し、年度内に完了する工事

リフォーム実施例



- ・公共下水道、農村下水道供用開始区域内の住宅で、未接続の場合は、下水道への接続が条件です

【対象工事】

- *次のいずれかに該当するもの
- ・老朽化、災害等による住宅の修繕、改修、補修の工事
- ・住宅の様様替えのための工事
- ・トイレ、台所、浴室等の公共下水道関連工事

- ・対象建物への防犯機能の付与および強化のための工事
- ・日野祭を見るための棧敷窓設置
- ・個人住宅用太陽光発電システム(新築除く)

助成金額

対象工事費の10%(千円未満切り捨て※最高10万円)

交付方法

町が指定する商品券で交付

助成金の交付申請の方法

【申請書の受付】

4月16日(月)から先着順で随時受け付けます。

【申請に必要な書類】

- ・住宅リフォーム助成金交付申請書および同計画書
- ・リフォーム工事をする建物の固定資産評価証明書など
- ・町税等の完納証明書

- ・工事見積書(見積金額の内訳が確認できるもの)
- ・リフォーム工事前の住宅の写真(工事予定箇所がわかるように撮ってください)

- ・申請者の住民票

申請書など必要書類は商工観光課にてお渡ししています。町ホームページにも掲載します。ご不明な点があるときは、住宅リフォームの概要書類(見積書、図面等)をご持参の上、商工観光課へご相談ください。

その他

工事は、交付決定後に着手し、年度内(平成31年3月31日まで)に完了しなければなりません。また、工事内容の変更による、助成金の増額申請はできません。なお、空き家の有効活用による定住促進および地域の活性化を図るため、空き家の改修等に係る費用についても助成の対象となります。

この場合、日野町空き家・空き地情報登録制度に登録されている物件に限りますので、詳細については役場企画振興課企画人権担当 ☎0748-52-6552 へお問い合わせ下さい。